



あたらしいざいりゅうせいど ねんがつここのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

にゅうこくかんりきょく

1-4 入国管理局ですること

① こんなとき、14日以内に 入国管理局に 知らせなければいけません。

なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か し
○名前、生まれた日、性別＜男か女か＞、国籍や地域が変わったとき 知らせなければいけません。

し あと あたら ざいりゅう
知らせた後、新しい「在留カード」をもらうことができます。

はたら しかく も ひと りゅうがくせい ぎのうじっしゅうせい けんしゅうせい かいしゃ がっこう か
○働くことができる資格を持っている人（留学生、技能実習生、研修生）は会社や学校が変わったとき 知らせなければいけません。

げいじゆつ しゅうきょう ほうどう ぶんかかつどう ざいりゅうしかく ひと し
※「芸術」、「宗教」、「報道」、「文化活動」の在留資格の人は知らせなくてもいいです。

にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく ひと りこん し
○「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格の人は、離婚したとき 知らせなければいけません。配偶者＜夫や妻＞が死んだときも、知らせなければいけません。

② こんなとき、もうしこんで ください（申請）。

つぎ ひと ざいりゅう ゆうこうきかん なが にゅうこくかんりきょく
○次の人が、在留カードの有効期間を長くしたいとき、入国管理局に もうしこんで ください。

えいじゅうしゃ
・ 永住者

いま さい ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう ゆうこうきかん さい たんじょうび ひと たんじょうび
・ 今 15歳の 中長期在留者で、在留カードの有効期間が、16歳の 誕生日までの人（誕生日の
まえ にゅうこくかんりきょく い
前に 入国管理局へ 行って ください。）

ざいりゅう ど
○在留カードを もう1度 ほしいとき もうしこんで ください。

ざいりゅう ひと ぬす ひと にちいない ざいりゅう いちど
在留カードを なくした人や、盗まれた人（14日以内に 在留カードを もう一度 もらうことを たのんで
ください。）

あたらしい ざいりゅう ざいりゅうきかんこうしんきょか ざいりゅうしかくへんこうきょか さいこうふ いちど きょか
新しい 在留カードは 在留期間更新許可や 在留資格変更許可、再交付＜もう一度 もらう＞の 許可が
で
出たときに もらいます。

